

## 広島県最低賃金

28 円 (3.21%) 引き上げて

「時間額 899 円」に

— 広島地方最低賃金審議会が答申 —



広島地方最低賃金審議会(会長 みつい まきのぶ 広島大学教授)は、7月2日付で広島労働局長(阿部 あべ みつる 充)より、広島県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、審議を重ねた結果、令和3年8月5日、「広島県最低賃金を『時間額 899 円』に改正することが適当である。」旨の答申を、広島労働局長に対して行いました。

この時間額 899 円は、現行の広島県最低賃金(871 円)を 28 円引き上げるもので、本年7月16日に中央最低賃金審議会から示された目安額(広島県の場合 28 円)や県内の雇用情勢等を踏まえて答申されたものです。

広島労働局長は、この答申を受けて、異議申出(期限8月20日)に関する手続等を経て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

なお、効力発生日については、令和3年10月1日となる予定です。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 答申
最低賃金額	818 円	844 円	871 円	871 円	899 円
対前年度上昇率	3.15%	3.18%	3.20%	0%	3.21%
対前年度上昇額	25 円	26 円	27 円	0 円	28 円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類がありますが、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、**高い方の最低賃金額**が適用されます。